

鳥取市立湖東中学校 生徒指導規程

平成27年2月 作成

平成31年4月 一部改定

令和2年2月 一部改定

令和3年1月 一部改定

【第Ⅰ章 総則】

第1条 目的

生徒指導は、すべての生徒のそれぞれの人格のよりよい発達を目指すとともに、学校生活がすべての生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになることを目指している。

また、生徒指導は学校の教育目標を達成する上で、教育課程の内外において一人一人の生徒の健全な成長を促し、生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための「自己指導能力」の育成を目指すなど、学習指導と並んで学校教育において重要な意義を持つものである。

これらの生徒指導の意義を受け、中学校三カ年において生徒が「進路実現」と「確かな規範意識」、「将来社会に適応する力」、「自己指導能力」を身に付けるため、適切な指導・支援を行う必要がある。

湖東中学校は、生徒や保護者、地域社会にこれらの取り組みについて理解をいただき、学校としての責任や生徒指導の目的を実現していくため、本校における規程を定めた。

【第Ⅱ章 学校生活に関すること】

以下に記す、第2条服装規定及び第3条頭髪規定については、中学卒業後の進路実現(高校入試等)に通用することを旨とします。

第2条 服装規定

- (1) 服装・つめなどは常に清潔にし、加工しない。
- (2) ピアス・指輪・ミサンガ等のアクセサリー、化粧・アイプチ・カラーコンタクト・マニキュア等は禁止とし、指導の対象とする。
- (3) 上着
 - 男子・・・[冬] (ア) 日被連マーク(標準服)のついたものを着用する。
 - (イ) 中学生用のボタンをつける。
 - (ウ) カラーは襟の上にでるものをつける。
 - [夏] (ア) 白色半袖カッターシャツまたは白色開襟シャツを着用する。
 - 女子・・・[冬] (ア) 日被連マーク(標準服)のついたものを着用する。
 - (イ) 白ネクタイを着用し、名前が隠れないように結び、極端に短くしないようにする。
 - [夏] (ア) 白色半袖カッターシャツまたは白色半袖開襟シャツを着用する。
- (4) 名 札・・・(ア) 夏用制服(男女とも半そでカッターシャツ)、合服(男子：長袖そでカッターシャツ、女子：ベスト)、冬用制服(男子：学生服、女子：セーラー服)着用期間中、生徒は、胸ポケット上部・ベストに名札を着用する。
 - (イ) 夏用制服、合服用期間中は、安全ピンで名札を着用する。
 - (ウ) 登校後(朝学活)から下校時(終学活)まで着用する。

- (エ) 縫い付け名札を着用する場合、縫い付ける糸は「黒色」・「白色」の糸とする。
(オ) 生徒用名札は学級で管理する。(ただし、縫い付け名札は各生徒個人で管理する。)

- (5) ズボン・・・(ア) 日被連マーク(標準服)のついたもので、ノータックかワンタックのストレー
ト、裾口はシングルのもを着用する。
(イ) ベルト(黒・紺・茶)をして、きちんと穿く。
- (6) スカート・・・丈は、膝が隠れる程度とする。(腹部で折り込んだりしない)
- (7) 下着・・・[夏] 白色のもを着用する。
[冬] (ア) 派手でないもの(白、黒、紺、茶、グレー系統、ワンポイント可)を着用す
る。
(イ) ハイネック、フード付きは認めない。
- (8) 靴下・・・白色。(ワンポイント可) くるぶしソックスは認めない。
(部活時は競技の特性を考慮)
- (9) 靴・・・[通学靴] 原則として指定靴だが、降雪時(積雪時)のみ、防寒・防水に適した靴
(防水加工されたシューズや長靴)を履いてきてもよい。ただし、華美
でないものとする。
[室内用・体育館用] 学校指定のものとする。
- (10) 手袋・マフラー・・・白、黒、紺、茶、グレー、ベージュ系統の色を基調とし、華美にならないものと
する。(教室内では着用しない)
- (11) 防寒着・・・(ア) スクールコート、Pコート、ハーフコート、ダッフルコート、ウインドブレーカ
ーを着用してよい。
(イ) 白、黒、紺、茶、グレー、ベージュ等の系統色を基調とする。
(ウ) チェック、柄物、革製、デニム製、カーディガン、フリースの着用は認めない。
- (12) カバン・・・(ア) 通学カバンは学校指定のものとする。
(イ) 通学カバンに入らない場合は、学校指定のサブバックを使用する。
(令和元年度入学生まで)
(ウ) 飾り等はつけない。

第3条 頭髪規定

- (1) 男子・・・(ア) 前髪は、目にかからない。
(イ) 後髪(襟足)は、刈り上げるのが望ましい。それ以外の場合は、学生服の襟に
かからない。
(ウ) 側頭部は、耳にかからぬようにして、もみあげは耳たぶを超えない長さ
にする。
- (2) 女子・・・(ア) 前髪は、目にかからない。
①ヘアピン、パッチンピンを使用する場合は黒色に限り、横で留める。
②バレッタ、カチューシャ、ヘアバンドは使用しない。
(イ) 後髪は、肩にかかる場合は髪の色に近いゴムで結ぶ。(黒・紺・茶)
①ゴムを使用する場合は、後頭部の両耳を結んだラインより下で1カ所または
2カ所で結ぶ。(1カ所で結ぶ場合は後頭部の下中央)

- ②結んだ髪の毛を、頭の上に盛り上げるなどしない。
- ③名札が見えるようにする。
- (ウ) 側頭部は、耳の前に髪の毛を垂らす等、学習の妨げになるようなことはしない。
- (3) 男女共通・・・(ア) パーマ、脱色、染色、そり込むなど加工をしない。
- (イ) 眉毛を剃る、抜くなど加工をしない。
- (ウ) 整髪料等の使用はしない。
- (エ) 左右非対称、段になる(横だけを刈る)などの奇抜な(不自然な)髪型は、指導の対象となる。

第4条 欠席・遅刻・早退・欠課について

- (1) 8:10までに登校(朝読書)する。登校が確認できない場合には学校が家庭に電話連絡する。
- (2) 病気その他で欠席・遅刻する時は、保護者が学校に連絡する。
- (3) 遅刻をした場合は登校後職員室へ行き、学年の教員に登校したことを報告し、ホワイトボードに時間を記入する。
- (4) 早退する時は学級担任または学年団の許可を受け、家庭連絡し下校する。
- (5) 欠課・見学をする場合は教科担任に許可を得る。

第5条 登校・下校について

- (1) 原則届出た通学方法で登下校するものとする。送迎は体調不良等特別な場合に限る。
- (2) 交通規則を十分に守り、正門・年度始に申請した通学路を例外なく必ず通ること。(通学路以外の登下校や加害者が伴う交通事故は日本スポーツ振興センターの災害給付は適応されません)
- (3) 登下校時、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、その他店舗等へ立ち寄り、買い物・買い食いをしてはいけない。
- (4) JRやバスで通学する者は、マナーを守り、周りの人に迷惑をかけたりしない。
- (5) 自転車通学者は、「湖東中自転車安全利用五則」を守る。
 - ①自転車は車道が原則、歩道は例外
 - ②車道は左側を通行
 - ③自転車通行可の歩道では、歩行者が優先で、車道寄りを徐行
 - ④安全ルールを守る
 - ・並進、二人乗りの禁止
 - ・ライトの点灯(夕暮れから夜間)
 - ・交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
 - ⑤ヘルメット・安全タスキの着用
- (6) 自転車通学生に違反(安全タスキ不携帯・ノーヘル・二人乗り・傘さし運転・通学路違反など)があった場合、本人への指導を行い、次の措置を取ります。
 - 1回目・・・警告及び文書により家庭連絡
 - 2回目・・・自転車通学1週間停止及び文書により家庭連絡
 - 3回目・・・自転車通学1ヶ月停止及び文書により家庭連絡

第6条 校内での生活について

(1) 授業について

開始2分前には着席し、授業が終了したら次の学習の準備をしてから休憩する。教室移動は休憩時間中にすませる。

①授業妨害・・・立ち歩き、私語・暴言、指導不服従など、継続指導しても改善が見られない場合は、状況に応じて特別指導を行う。

②授業エスケープ・・・原則教室に入り授業を受けるよう指導するが、授業を受ける意思や態度が確認できない場合は、保護者に連絡し迎えに来てもらう。また、再度の授業抜け出し・エスケープがあった場合は、保護者に連絡し迎えに来てもらう。

(2) 休憩について

校舎内で静かに過ごす。校外への外出は禁止する。

(3) 水分補給について

水分は必要であれば各自お茶を水筒に入れ、持参する。

(4) 職員室の出入りは、ルール（名前、用件を伝えるなど）を守って行うこと。

(5) ストーブ・扇風機・エアコン・加湿器・サーキュレーター等の使用にあたっては、使用規程を守る。

(6) 不要なお金や貴重品（時計・カメラ等）・学習に不要な物（スマートフォン・携帯電話・ゲーム機・音楽機器・マンガ・雑誌類・おもちゃ・危険物・食べ物等）は持参しない。（不要物を持参した場合は、指導の上保護者に返却する）

(7) 貴重品は朝のうちに担任に預ける。

(8) 校舎を傷つけない。備え付けの備品等の校具は大切に使う。壊した時は直ちに先生に届ける。

(9) 生徒同士の金品の貸借をしない。

(10) 教科担当の許可をとり保健室を利用する場合は1時間までとし、静養しても回復しない場合は保護者に連絡し、早退させる。

(11) お互いの安心・安全が守れるよう、責任ある言動をする。（いじめは絶対に許されない）

(12) 保護者・教師・地域の方々へなど、相手や状況に応じて礼儀を踏まえた適切な言葉遣いをする。

第7条 部活動について

(1) 原則として、全員がいずれかの部に所属し、活動は生徒会活動の一環で自主的、協力的にすすめる。

(2) 活動が十分に行われるように施設、道具の管理を確実にし、活動時間を有効に使う。

(3) 部室の利用は練習時のみとし、鍵の管理は部長を中心に部員全員で注意する。また、清掃を定期的に行い、整理整頓に心がけ、不必要な物を置かない。

(4) 下校時刻を厳守する。(4月 18:00 5月～9月中旬 18:45 9月中旬～10月上旬 18:00 10月上旬～11月上旬 17:45 11月上旬～1月 17:30 2月～3月上旬 17:45 3月上旬～3月末 18:00)

(5) 準備・片付けは部員全員で行う。

(6) 部活動時の服装について

基本は体操服（ジャージ上下）または試合着（ユニフォーム）

①各部で揃えたもの（Tシャツ等）

②白Tシャツ

③その他顧問会で許可を得たもの

④ウインドブレーカー等は華美でないもの

- ⑤湖東中ジャージを切ったものなどは、着用しない
- ⑥部活動中の服装は学校のきまりに準ずる（シャツは中に入れる）
- ⑦くるぶし・ショートソックス等は試合着の一部として考える（着用は部活動のみ）
- ⑧登下校の服装は、平日は原則制服、休日は原則制服または体操服（ジャージ上下）とする

第8条 禁止事項 ※状況によっては警察等の関係機関と連携を行う

- (1) 賭け事やこれに類する行為
- (2) 脅迫、暴力行為や喫煙、飲酒など、法に触れる行為。
- (3) 校内の諸施設・諸器具を故意に汚損、破壊する行為。
- (4) 教師に対する暴言・暴力及び教師の指導無視や反発する行為。
- (5) 火遊び、火薬（爆竹、花火など）使用及び火災報知器等へのいたずら。
- (6) 中傷発言等により、相手の人権を侵害する言動や行為。

【第三章 校外での生活に関すること】

第9条

- (1) 交通規則をはじめとする法規法令を守る。
- (2) 遊技場（ゲームセンター等）、金銭の浪費を伴うところへは出入りしない。（ショッピングセンター等のゲームコーナーも同様）
- (3) 買い物目的以外、スーパーマーケットやコンビニエンスストア、繁華街などをうろつかない。
- (4) 大型店舗、ボーリング場、カラオケ店、映画館、飲食店への出入りは、保護者同伴とする。
- (5) 夜間外出、生徒だけでの外泊や友達の家への外泊は禁止する。
- (6) 危険を伴う遊びや人に迷惑のかかる遊びは禁止する。
- (7) 公共の場所（公園や駐車場、道路等）ではマナーを守る。
- (8) 学校生活の安心・安全が担保されなくなる事態につながる SNS 上での言動は禁止する。

【第四章 特別指導（個別の反省指導）に関すること】

第10条

次の問題行動を起こした場合は、特別指導を行う。

- (1) 第8条（禁止すること）を行った場合
- (2) 授業妨害
- (3) いじめ
- (4) その他、必要があると判断した場合

第11条 特別指導について

(1) 特別指導とは、生徒指導委員会での協議・決定を受けて、生徒に問題行動を起こした直接のきっかけや要因、周囲との関係などを整理させ、以後の生活に活かすための指導・援助を行う方策である。

①「反省指導」・・・「家庭での反省指導」及び「学校での反省指導」

- 1. 本人・保護者へ、意義・方法・日程・心得・準備等を文書で事前に説明し実施する。

2. 学校生活日誌による継続指導を行う。
3. 予定された指導日程に従い、状況に応じて柔軟に対応する。
4. 学校での反省指導は状況に応じて別室での反省文指導、面接指導、改善指導、学習指導等を行う。
5. 家庭での反省指導は、電話連絡、家庭訪問、プリント学習等を行う。

②「生徒指導通知書」による指導

問題行動があった場合、生徒指導委員会での協議を経て通知する。

「生徒指導通知書」には、生徒個々の実態に応じて課題や指導内容及び今後の生活改善について、本人・保護者宛に文書で記すものである。

同時に「反省指導」を実施する場合がある。

(2) 特別指導の有無・指導期間については、校長の指導のもと、生徒指導委員会を開催し事案ごとに協議し決定する。

